

改正 平成28年10月5日一部改正

- 第1条 この規程は、本学学則第5条の2第4項並びに本学園「学長・副学長・校長・副校長任命規程」第2条及び第3条に基づき、本学の学長及び「学校法人跡見学園寄附行為」第8条第1項第2号に定める理事たる副学長（以下「理事たる副学長」という。）の選考に関する事項を定める。
- 第2条 学長の選考、日常業務の点検・評価及び解任の具申は、本学に設置する常設の委員会たる学長選考委員会（以下「委員会」という。）によって行う。
- 第3条 委員会は、大学側から5名、学園側から3名の委員を選出して組織する。委員長は、委員の互選による。
- 2 前項にかかわらず、学長の選考及び解任の具申の際には、委員会で選定した、外部の有識者1名を臨時の委員として加える。
- 3 前項の委員は、議決権を持つ。
- 4 委員長は、連続4年を超えて務めることはできない。また4年の間を置かず再選されてはならない。
- 第4条 大学側から選出される委員は、理事たる副学長ではない副学長、学部から選ばれる評議員4名の計5名とする。
- 2 前項の各委員は基礎となる資格が失われた場合、委員ではなくなる。
- 第5条 学園側から選出される委員は、理事長の指名する理事1名及び学外の理事又は評議員のうち2名の計3名とする。
- 2 前項の各委員は、基礎となる資格が失われた場合、委員ではなくなる。
- 第6条 委員会は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運用できる能力を有する者のうちから、委員会が独自に定める選考基準に照らして学長を選考しなければならない。
- 第7条 委員会が、選考基準を定めた場合、遅滞なくそれを学内外に公表する。公表の方法は、別に定める。
- 第8条 委員会は、学長候補者を広く求めるために適切な方法をとるものとする。学長候補者の募集方法を定めた場合、遅滞なくそれを学内外に公表する。公表の方法は別に定める。
- 第9条 選考の結果学長が定まった場合は、当該学長は直ちに理事たる副学長候補者を委員会に示す。
- 2 委員会は、当該副学長候補者につき、学長選考基準に従い、学長選考に準ずる審査を直ちに行う。副学長として学長に準ずる資質を有し適格であるとされた場合は、当該学長に結果を示す。
- 第10条 委員長は、理事長に学長及び理事たる副学長の選考結果を報告し、理事長の承認後、選考経過とともに遅滞なく学内外に公表する。
- 第11条 委員会は、学長の業務執行状況などを恒常的に点検・評価するものとする。
- 第12条 委員会は、学長として業務執行状況に適切さを欠いた場合には学長に対し勧告などを行い、必要が生じたときには理事長に解任についての意見を述べるができる。
- 第13条 前条に定める解任により学長が欠員となった場合は、委員会は、理事たる副学長が学長の解任の事由に責任のないことを確認の上、後任学長として選任することを要する。
- 2 学長が死亡で欠員となった場合は、委員会は、既に選任した理事たる副学長を後任学長として速やかに選任し、理事長に報告する。
- 3 前項及び前々項における後任学長の任期は、いずれも前任者の任期の残存期間とする。
- 第14条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ委員会を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、別に定める場合を除き、出席者の過半数をもって決する。ただし可否同数の場合は、議長が決するところによる。
- 3 この規程の他に、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。
- 第14条の2 この規程の最終的解釈は大学評議会が行う。
- 第15条 この規程の改正は、委員会の発議に基づき、大学評議会規程第13条第2項により行う。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行日前日に学長及び副学長の職にあるものの扱いについては、理事長の定めるところによる。
- 3 跡見学園女子大学学長候補者選考規程（昭和49年6月28日施行）、跡見学園女子大学学長候補者選挙管理委員会規則（平成5年2月17日施行）及び跡見学園女子大学副学長選考規程（平成14年4月1日施行）を廃止する。

附 則

この規程は平成28年10月5日から一部改正実施する。